

粒子・流体プロセス部会技術賞規程

（目的）

第1条 粒子・流体プロセス部会(以下「本部会」とする。)は、粒子・流体プロセスに関連した技術に関して特にすぐれた業績のあった者を表彰することによりその成果を讃えるとともに本部会会員の意識の高揚をはかる。

（賞の名称）

第2条 この賞の名称は、粒子流体プロセス部会技術賞（以下、「技術賞」とする。）という。

（受賞の対象）

第3条 本賞の対象は、新規性、有用性の高い技術で、実用化あるいは実用化に近い段階まで達し、それにより社会的にインパクトの大きな装置、システム、プラントなどの開発に貢献した者とする。ただし、受賞候補者の中には本部会会員（個人会員・法人会員・特別会員）を含まなければならない。

（公募と応募）

第4条 本部会は技術賞候補を選考委員会の作成した募集要項にのっとり応募開始を広く会員へ公表し公募する。

2. 応募は自薦または他薦により行う。
3. 応募者は本部会会員でなければならない。また推薦に際しては候補者の了解を得ること。
4. 各賞の応募は、他の団体の表彰に応募することを規制するものではない。

（選考委員会）

第5条 本部会に技術賞を選考するため、技術賞選考委員会（以下「選考委員会」とする。）をおく。

2. 部会長は、選考委員長と委員を委嘱する。それぞれの任期は1年以内とする。
3. 推薦された技術の中から選考委員会は授賞候補（原則1件）を選定する。
4. 選考委員長は選考結果を部会長に報告する。
5. 選考委員会運営に必要な事項については、別に定める内規による。

（賞の手続きと決定）

第6条 部会長は選考委員会の答申を受けて技術賞（原則1件）を決定する。

2. 本賞に相応しい候補がない場合は、その年度の授賞は見送る。

（表彰の時期・方法・開示）

第7条 表彰は年会開催時の本部会総会にて、賞状と副賞を授与して行う。

（経費）

第8条 本賞に関する経費は本部会通常会計中から支出する。

（本規程の改廃または不可）

第9条 本規程の改廃または付加を要する時は本部会総会の議を経る。

付則 本規程に定められていない運営上の細目は本部会幹事会で審議し、決定する。
技術賞は年会時に受賞講演を行う。

制定：平成20年9月23日